

ご遺族の方へ

(死亡に伴う今後のお手続きのご案内)

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族様におかれましては、今後、保険証の返納や未支給・遺族年金の請求、各種振込・引落口座の変更、介護保険など、さまざまなお手続き（申請・届出）が必要となります。この冊子は、死亡に伴う手続きのすべてを網羅している訳ではございませんが、ぜひご活用ください。

- 主に市役所に関係する手続きのご案内です。
- 亡くなられた方と来庁される方の続柄等により、手続きができない場合がございます。
- 手続きの際には、窓口で来庁される方の本人確認をいたします。来庁される場合は、必ず本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きのものであれば1枚。また、健康保険証、年金手帳など顔写真つきでないものについては、複数枚での確認となります。※本人確認についての詳細は次ページを参照）をご持参ください。
- 別世帯の方の住民票や直系親族以外の戸籍等請求の際には、委任状が必要な場合がございます。
- ご不明なときは、各担当課までお問い合わせください。

【発行】紀の川市 【担当】市民部 市民課
令和6年7月

0736-77-2511（代表）

手続きの際、市役所にお持ちいただくもの

市役所にお越しの際には、下記のうち、該当するものをご持参ください。
なお、各手続きに必要なもの等の詳細につきましては、4ページ以降をご参照ください。

- ☐ 認印（来庁される方・相続人代表・喪主）
- ☐ 来庁される方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの1点（国若しくは地方公共団体の機関が発行したもの）
※運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものが無い場合は2点
※被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
 本人確認書類の詳細については、下記をご確認ください。
- ☐ 預貯金通帳等の振込先のわかるもの（相続人代表・喪主）
- ☐ 税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、預貯金通帳と通帳の届出印

本人確認書類（参考）

1 枚書類（戸籍法施行規則第11条の2第1号）	
運転免許証、パスポート（窓口申請時のみ）、特別永住者証明書、在留カード、個人番号カード、住民基本台帳カード（顔写真付）、別表第1の免許証、許可証、資格証明書等、又は国もしくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で本人の写真をはりつけたもの。 ※ 「住所と氏名」もしくは「氏名と生年月日」が記載されたもの。 （別表第1） 船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付）	
提示は、いずれか1つ	
2 枚書類（戸籍法施行規則第11条の2第2号）	
イ	ロ
国民健康保険・健康保険・船員保険もしくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険もしくは船員保険にかかる年金証書、共済年金もしくは恩給の証書、住民基本台帳カード（顔写真なし）、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 等	学生証、法人が発行した身分証明書もしくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（第1号書類を除く）で、写真を貼り付けたもの
提示は、イ（1つ以上）＋ロ（1つ以上）又はイを2つ以上	

* その他各担当課がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

死亡に関する手続に関してよくある質問

Q：死亡届は提出しましたが、市役所での他の手続きはしなくてもよいですか？

A：多くの方の場合、手続きが必要となります（詳細は4ページ以降をご覧ください）。

＜主なもの＞

健康保険：国民健康保険に加入していた方、または後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きが必要です。

社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入の手続きが必要です。

介護保険：65歳以上の方（または介護認定を受けている方）は、手続きが必要です。

年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きが必要です。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合がございます。

18歳未満の方で加給年金の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求手続きができる方には、一定の要件がございます。

税金関係：亡くなられた方によっては、手続きが必要な場合がございます。

その他：4ページ以降をご覧ください、不明な点はお問い合わせください。

Q：国民年金・厚生年金は年金事務所に行けばよいですか？

A：市役所または年金事務所の手続きが可能ですが、遺族厚生年金請求など、市役所で手続きができないものもあります。

必要な書類や手続き方法は、市役所国保年金課にお問い合わせください。

Q：死亡者の保険証など、見つからないものがありますが手続きできますか？

A：証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。

お持ちいただくものについては、4ページ以降をご覧ください。

Q：死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A：届出された約1週間後から交付しています（届出内容の審査等に時間を要するため、ご理解くださいますようお願いいたします）。

※夜間や閉庁日の宿日直預かり分は、翌開庁日からの起算となります。

※遠方などで窓口での取得が難しい場合は、市役所市民課、各支所・出張所の窓口にご相談ください。

Q：支所で全ての手続きが完了しますか？

A：手続きの内容によります。

本庁の各担当課または各支所・出張所にお問合せください。

目次（主な手続きの掲載ページ）

確認欄 該当がある場合はチェックを入れ、掲載ページをご覧ください	手続き項目	掲載ページ
☐	国民健康保険に加入されていた方	4・5 ページ
☐	国民年金に加入されていた方	4 ページ
☐	公的年金を受給中であった方	4 ページ
☐	後期高齢者医療保険に加入されていた方	5 ページ
☐	福祉医療受給対象であった方（子ども医療・ひとり親医療など）	9 ページ
☐	児童手当の手続き	9 ページ
☐	各種手当を受給されていた方（児童扶養手当・特別障害者手当等）	児童扶養手当 9 ページ 特別障害者手当 8 ページ
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	5・6 ページ
☐	高齢者福祉事業のサービスを受けていた方	6 ページ
☐	身体障害者手帳等をお持ちの方	7・8 ページ
☐	障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方	8 ページ
☐	福祉タクシー利用券・自動車燃料券をお持ちの方	8 ページ
☐	自立支援医療受給者証をお持ちの方	7 ページ
☐	戦傷病者手帳をお持ちの方	10 ページ
☐	水道の名義登録されていた方	10 ページ
☐	農業者年金に加入、受給されていた方	4 ページ
☐	原動機付自転車等（紀の川市ナンバー）をお持ちの方	6 ページ
☐	普通自動車をお持ちの方	14 ページ
☐	軽自動車及び二輪（125cc超）をお持ちの方	14 ページ
☐	土地・建物の所有者（登記名義人）	7・14 ページ

- 市役所で行う手続き P4から P11 まで
- 制度・その他のご案内 P12
- 市役所以外で行う手続き P13 から P15 まで
- 委任状に関するご案内 P17から P18まで
- 本庁舎案内図 P20 から P23 まで
- 相続登記の義務化、法定相続情報証明制度 P24

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続き先	
年金	国民年金・厚生年金を受給している方	死亡届 （未支給年金を請求しない方）	・ 亡くなった方の年金証書 ・ 亡くなった方の死亡診断書の写し	国保年金課 77-0896 本庁舎 1 階 12 番窓口	各支所 ・ 出張所
		未支給年金請求 遺族基礎年金請求	・ 亡くなった方の年金証書 ・ 請求者となる方の戸籍謄抄本 ・ 請求者となる方の預貯金通帳 ・ 請求者となる方のマイナンバーがわかるもの ※上記以外に他の書類等も必要です。また年金の種類によっては市役所で手続き出来ないものもあります。まずは、右記の窓口でご相談ください。		
	国民年金に加入している方	遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	・ 亡くなった方の年金手帳 ・ 請求者となる方の戸籍謄抄本 ・ 請求者となる方の預貯金通帳 ・ 請求者となる方のマイナンバーがわかるもの ※上記以外に他の書類等も必要です。また年金の種類によっては市役所で手続き出来ないものもあります。まずは、右記の窓口でご相談ください。		
	農業者年金を受給している方、または加入している方	死亡届 未支給年金請求 死亡一時金請求	※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、右記でご相談ください。 ・ 亡くなった方の年金証書、または被保険者証 ・ 亡くなった日が確認できる戸籍謄本等の写し ・ 亡くなった方と届出者（請求者）との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し ・ 請求者となる方の預貯金通帳	（手続き） JA 紀の里各支所 （相談窓口） 農業委員会事務局 77-0844 本庁舎 4 階 49 番窓口	
保険	国民健康保険に加入している方、または世帯の方が国民健康保険に	資格喪失 保険証及び各種認定証の返還、または記載事項変更	●国民健康保険に加入している方が死亡した場合 ≪世帯主が死亡の時≫ ・ 亡くなった方の被保険者証 ・ 亡くなった方の各種認定証	国保年金課 77-0896 本庁舎 1 階 12 番窓口	各支所 ・ 出張所

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続き先	
	加入している 世帯主の方	葬祭費支給申請	・ その世帯の国民健康保険加入者の被保険者証、各種認定証 ・ 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・ 葬祭費の振込先口座がわかるもの（基本的に喪主の口座） ・ ≪世帯員が死亡の時≫ ・ 亡くなった方の被保険者証 ・ 亡くなった方の各種認定証 ・ 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・ 葬祭費の振込先口座がわかるもの（基本的に喪主の口座） ● 国民健康保険に加入していない世帯主が死亡場合 ・ その世帯の国民健康保険加入者の被保険者証 ・ その世帯の国民健康保険加入者の各種認定証 ・ 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等）		
	後期高齢者医療保険に加入している方	保険証及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請 申立書（相続人代表の届）	・ 亡くなった方の被保険者証 ・ 亡くなった方の各種認定証 ・ 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・ 葬祭費の振込先口座がわかるもの（基本的に喪主の口座） ・ 相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの ※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、委任状及び振込先口座がわかるもの		
介護	65 歳以上の方、または介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等の返還	・ 亡くなった方の介護保険被保険者証（水色） ・ 亡くなった方の介護保険負担割合証（ピンク）（該当の方） ・ 亡くなった方の負担限度額認定証（緑）（該当の方）	高齢介護課 77-0980 本庁舎 2 階 21 番窓口	各支所 ・ 出張所

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続き先	
	65 歳以上の方、または高額介護（介護予防）サービス費支給対象の方	相続人代表者指定届の提出	相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの ※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は振込先口座がわかるもの		
	高齢者福祉事業において次のサービスを利用されている方 ・見守り事業 ・外出支援 サービス支援 ・緊急通報システム事業 ・紙おむつ助成事業 ・在宅高齢者等訪問理容サービス事業 ・GPS 端末の貸与 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険	「中止届」の提出 「利用者証」の返還 機器一式返還のための「返還届」の提出 「助成券」の返還 「利用助成券」の返還 「返還届」の提出及び 機器一式の返還 「中止届」の提出	右記に連絡し、手続きを行ってください。		
税	原動機付自転車等（紀の川市ナンバー）をお持ちの方	名義変更または廃車	・手続きする方の本人確認書類（運転免許証等） ・相続人でない方が手続きする場合は相続人となる方からの委任状が必要です。 ・ナンバープレート（名義変更時に紀の川市ナンバーを変更したい場合や廃車時） ※毎年 4 月 1 日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	税務課 77-0813 本庁舎 1 階 15 番窓口	各支所 ・出張所

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続き先	
	固定資産をお持ちの方	相続人代表指定			
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	・ 相続人（新所有者）の方の実印 ・ 印鑑証明書のコピー		
	納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	今後の納税に関する手続き・納付について（口座振替の変更または廃止等）	・ 亡くなった方の納税通知書や領収書 ※ 亡くなった方の口座から、他の方の市税を口座振替していた場合等については、右記にご相談ください。	収納対策課 77-0814 本庁舎 1 階 16 番窓口	各支所 ・ 出張所
障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還届	・ 亡くなった方の手帳	障害福祉課 77-0821 本庁舎 2 階 23 番窓口	各支所 ・ 出張所
	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	受給者証返還届	・ 亡くなった方の自立支援医療受給者証（精神通院）		
	心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障害者の保護者の方が亡くなったとき 年金請求	・ 亡くなった加入者（保護者）が除かれた住民票 ・ 年金受給権者（障害者）の住民票 ・ 年金管理者が指定されている場合、年金管理者の住民票 ・ 年金受給権者（障害者）の振込先口座がわかるもの ・ 年金管理者が指定されている場合、年金管理者の振込先口座がわかるもの ・ 医師が発行する死亡診断書（原本証明されたもの）		
		心身障害者の保護者の方が亡くなったとき 年金管理者の新規登録	・ 心身障害者と新規年金管理者の関係を証明できるもの（戸籍謄本や住民票） ・ 年金の振込先を変更する場合は新規年金管理者の振込先口座がわかるもの		

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続き先
障害		心身障害者の方が亡くなったとき	・ 加入者（保護者）の住民票 ・ 亡くなった障害者が除かれた住民票	障害福祉課 77-0821 本庁舎 2 階 23 番窓口
		弔慰金請求	・ 加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの	
		扶養共済年金受給権者が亡くなったとき	・ 年金証書	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）	資格喪失届	・ 死亡診断書の写し ・ 相続される方の振込先口座がわかるもの	
	受給者証（障害福祉サービス、地域生活支援、障害児通所支援）をお持ちの方	受給者証返還	・ 亡くなった方の受給者証	
	紀の川市心身障害児扶養手当を受給している方	資格喪失届		
	紀の川市福祉タクシー券または自動車燃料券をお持ちの方	紀の川市福祉タクシー券または自動車燃料券の返還	・ 亡くなった方の紀の川市福祉タクシー券または自動車燃料券の残り	
	特別児童扶養手当を受給している方	受給者が死亡した場合 資格喪失届	・ 特別児童扶養手当証書 ・ 受給者の除籍された戸籍謄本または住民票 未支払いの手当が残っている場合 ・ 対象児の振込先口座がわかるもの	

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続き先	
		対象児が死亡した場合 資格喪失届	・ 特別児童扶養手当証書 ・ 対象児の除籍された戸籍謄本または住民票		
	心身障害児（者）医療費を受給している方	受給資格喪失届	・ 心身障害児（者）医療費受給者証	国保年金課 77-0896 本庁舎 1 階 12 番窓口	各支所 ・ 出張所
こども	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅または減額改定	事前に右記にお問い合わせください。	こども課 77-0863 本庁舎 2 階 20-A 番窓口	各支所 ・ 出張所
	児童手当を受給している方	受給事由消滅、未支払請求、認定請求	事前に右記にお問い合わせください。		
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失または額改定（減額）	・ 資格喪失の場合は児童扶養手当証書		
	児童扶養手当を受給している方	死亡届兼未支払手当請求、新規認定請求	事前に右記にお問い合わせください。		
	保育所（園）・こども園在園児の保護者の方	支給認定変更届または入所申込の変更	事前に右記にお問い合わせください。	保育課 77-0892 本庁舎 2 階 20-B 番窓口	各支所 ・ 出張所
	子ども医療費を受給している児童の方	受給資格喪失届	・ 子ども医療費受給者証	国保年金課 77-0896 本庁舎 1 階 12 番窓口	各支所 ・ 出張所
	ひとり親家庭医療費を受給している方	受給資格喪失届	・ ひとり親家庭医療費受給者証 事前に右記にお問い合わせください。		

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続き先	
	就学援助を受給されている方	就学援助費変更届・就学援助費支給申請書	事前に右記へお問い合わせください。	(問い合わせ先) 教育総務課 77-0846 本庁舎 4 階 44 番窓口	(書類提出先) 各学校
市営住宅	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族	市営住宅入居承認	・市営住宅入居継承申請書 ・契約者と継承人との続柄を証明する書類 ・亡くなった事実を証明する書類 ・継承人及びその同居者全員の収入を証明する書類 が必要となります。	住宅政策課 79-3931 本庁舎 5 階 50 番窓口	各支所 ・出張所
	契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方	市営住宅返還	入居後持ち込んだ物を全て撤去し、市営住宅明渡届出書を提出のうえ職員の立会いが必要となります。		
	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	市営住宅同居者異動届出	・市営住宅同居者異動届出書 ・市営住宅入居者緊急時の連絡先（独居になる場合）		
上下水道	上下水道に接続されている方	「給水装置・公共下水道異動届」の提出（名義変更、閉栓）	上水道の名義変更をしていただくと、下水道の名義変更は同時に行います。 引き落とし口座の変更は、金融機関の窓口で行ってください（銀行届出印が必要です）。	上下水道経営課 77-0815 本庁舎 5 階 54 番窓口	各支所 ・出張所
農業集落排水	農業集落排水処理施設を使用している方	①排水処理施設利用者変更届または②排水処理施設利用開始届	名義変更する場合は①を、利用人数の変更は②を提出してください。	下水道課 77-0853 本庁舎 5 階 55 番窓口	各支所 ・出張所
戦傷病者関係	戦傷病者手帳をお持ちの方	戦傷病者手帳記載事項変更届	・亡くなった方の手帳 ・亡くなった事実を証明する書類 ・届出人の本人確認書類	社会福祉課 77-0904 本庁舎 2 階 22 番窓口	各支所 ・出張所

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続き先	
墓地	市営墓地（矢倉墓地・小坂墓地・那賀第1, 2 墓地・王子第1 墓地）の使用者であった方	墓地使用権承継許可申請	承継手続きが必要です。右記にお問い合わせください。	環境衛生課 79-3950 本庁舎南別館 1 階	各支所 ・出張所
浄化槽	浄化槽の管理をしていた方	浄化槽管理者変更報告	管理者変更手続きが必要です。右記にお問い合わせください。		
犬	犬を飼っていた方	犬の登録事項変更届	所有者変更手続きが必要です。右記にお問い合わせください。		
農地	農地を相続された方	農地法第3条の3 第1 項の規定による届出	・相続した農地の明細	農業委員会事務局 77-0844 本庁舎 4 階 49 番窓口	
森林	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	森林法の規定による届出	・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書等権利を取得したことが分かる書類	林務課 79-3927 本庁舎 4 階 48 番窓口	

制度のご案内

対象者	制度	内容	手続き先	
原則 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の児童を養育している方	児童扶養手当	父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。ただし、状況により案内が異なりますので、事前に右記にお問い合わせください。	こども課 77-0863 本庁舎 2 階 20-A 番窓口	各支所・出張所
満 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の児童を扶養している方	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して医療費を助成できる場合があります。ただし、状況により案内が異なりますので、事前に右記へお問い合わせください。	国保年金課 77-0896 本庁舎 1 階 12 番窓口	各支所・出張所
公立小中学校に在学する児童生徒がいる方	就学援助	お子さんを公立小中学校へ就学させるにあたり、経済的に困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を市が援助する制度です。状況により案内が異なりますので、事前に右記へお問い合わせください。	（問い合わせ先） 教育総務課 77-0846 本庁舎 4 階 44 番窓口	（書類提出先） 各学校
経済的な理由で生活にお困りの方	相談	経済的な理由で生活にお困りの方は、右記にご相談ください。	社会福祉課 77-0904 本庁舎 2 階 22 番窓口	各支所・出張所
空き家を相続されてお困りの方	相談	空家に関すること全般は、右記にご相談ください。	住宅政策課 79-3931 本庁舎 5 階 50 番窓口	各支所・出張所
		空家の利活用（市空家バンク制度）に関することは、右記にご相談ください。	地域創生課 77-5077 本庁舎 3 階 33 番窓口	

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所以外で行う手続き）

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
その他市役所以外で行う手続き（年金）	厚生年金を受給している方	遺族厚生年金請求	・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方の死亡診断書の写し ・請求者となる方の戸籍謄本 ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者となる方のマイナンバーがわかるもの ※上記以外に他の書類等も必要ですので、まずは右記または市役所国保年金課でご相談ください。 ※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。ご相談・お手続きの際は、予約の上、訪問していただきますようお願いします。	和歌山東年金事務所（和歌山市太田 3-3-9） 073-474-1841 予約受付専用電話 0570-05-4890
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。		
	恩給を受給している方	総務省恩給相談室へ直接お問い合わせください。03-5273-1400		
	企業年金を受給している方	各企業年金基金等または企業年金連合会（年金相談室）へ直接お問い合わせください。 0570-02-2666		
その他市役所以外で行う手続き（相続等）	生命保険等	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社または代理店
	損害保険等	名義変更・解約等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた損害保険会社または代理店
	預貯金口座等	口座解約手続き	・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	金融機関 等
	株式等	名義変更	・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社 等

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所以外で行う手続き）

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
	国債（戦没者弔慰金等）	記名変更償還金受領	・国債（または証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
	普通自動車をお持ちの方	自動車税に関すること及び名義変更または廃車	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。 普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	紀北県税事務所（岩出市高塚 209） 0736-61-0067 等 和歌山運輸支局（和歌山市湊 1106 番地 4） 050-5540-2065
	軽自動車及び二輪（125cc 超）をお持ちの方	名義変更または廃車	事前に右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【軽自動車】 軽自動車検査協会 和歌山事務所（和歌山市湊 1106 番地 25） 050-3816-1846 【二輪】 和歌山運輸支局（和歌山市湊 1106 番地 4） 050-5540-2065
	国税関係	相続税の手続き 所得税・消費税申告の手続き	事前に右記へお問い合わせください。	粉河税務署（紀の川市粉河 807 番地） 0736-73-3301（代表）等
	不動産登記関係	土地・家屋等移転登記	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 等	和歌山地方方法務局（和歌山市二番丁 3 番地） 073-422-5131 等
	遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺害者の除籍謄本	和歌山家庭裁判所（和歌山市二番丁 1 番地） 073-428-9959（受付）等
	相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類あります。	和歌山家庭裁判所（和歌山市二番丁 1 番地） 073-428-9959（受付）等

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所以外で行う手続き）

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
			・ 相続放棄 ・ 限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です）	
その他市役所以外で行う手続き	固定電話 (NTT 西日本)	契約承継・解約	NTT 西日本の場合（まずは、右記へ連絡してください） ・ 契約者の死亡が記載されている戸籍謄（抄）本の写し ・ 契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄（抄）本の写し	(NTT 西日本の場合) 局番なし 116、携帯からは 0800-2000116
	固定電話 (NTT 西日本以外)	名義変更・解約	契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	契約会社
	インターネット	名義変更・解約	契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	契約会社
	NHK 受信料	名義変更・解約	NHK に連絡し、手続きを行ってください。	NHK ふれあいセンター 0120-151515
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	契約会社
	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	岩出警察署（岩出市高塚 198 番地の 1） 0736-63-0110 等
	パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	和歌山県パスポートセンター（和歌山市本町 2 丁目 1 フォルテワジマ 4 階） 073-436-7888 等
	クレジットカード	解約	契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	契約会社

手続きに必要な証明書等について	● 手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍、住民票・税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。 ● 提出される戸籍謄本等については、申出により原本が返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。 ■ 戸籍、住民票、印鑑証明書等は、市民課、各支所・出張所で申請いただけます。（印鑑証明書の交付には、必ず『印鑑登録証』の提示が必要です。） ■ 所得証明書、課税証明書等は、税務課、各支所・出張所で申請いただけます。 ■ 証明書の発行には所定の手数料がかかります。
-----------------	---

メ 毛

[illegible]

委任状に関するご案内

死亡に伴う年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行われる場合は、委任状が必要となりますので、次ページの委任状を作成の上、切り離してご利用ください。

【掲載している委任状の様式】

■ 市役所での死亡に関する手続き用

◇ 委任状は任意の様式でも有効です。

【お問い合わせ】

● 戸籍（除籍）謄本・住民票について

市民課、各支所・出張所

● 税に関する証明書について

税務課、収納対策課、各支所・出張所

● 年金について

国保年金課、各支所・出張所

記入される前にお読みください。

- 必ず委任者が代理人、委任事項を自書し、署名もしくは記名押印し原本を提出してください。
- 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がございますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。
- 委任状の作成日より3か月以内に窓口にお越しください。

委任状

(宛先) 紀の川市長

年 月 日作成

委任者 (頼む方)

住所

氏名

生年月日 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日

連絡先電話番号

代理人 (頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

生年月日 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日

委任事項 (委任する事項に✓を付してください)

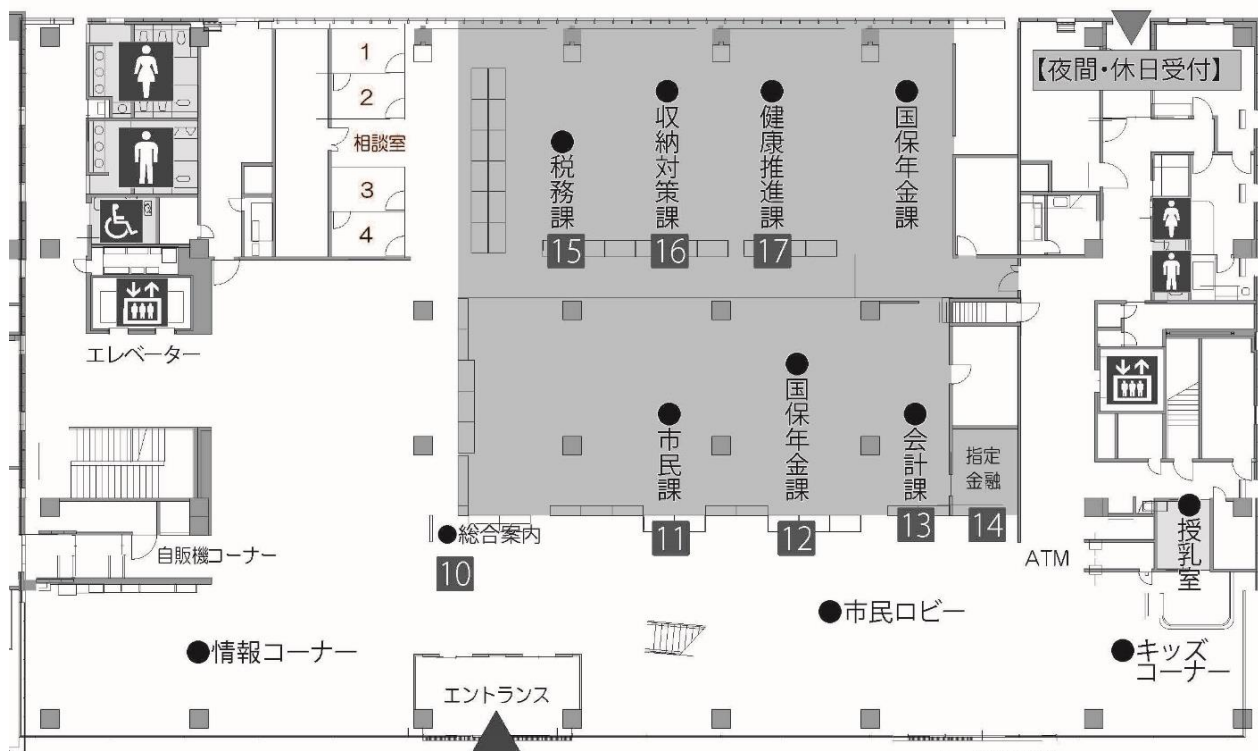
- ☐ _____ の死亡に伴う未支給年金または遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 国民年金に関する手続き
- ☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 遺族年金用：所得証明書 _____ 年度分 _____ 通
- ☐ 相続登記用：固定資産評価証明書 _____ 年度分 _____ 通
- (土地：全部・一部) (家屋：全部・一部) 各 _____ 通

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。
固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。

本庁舎案内図

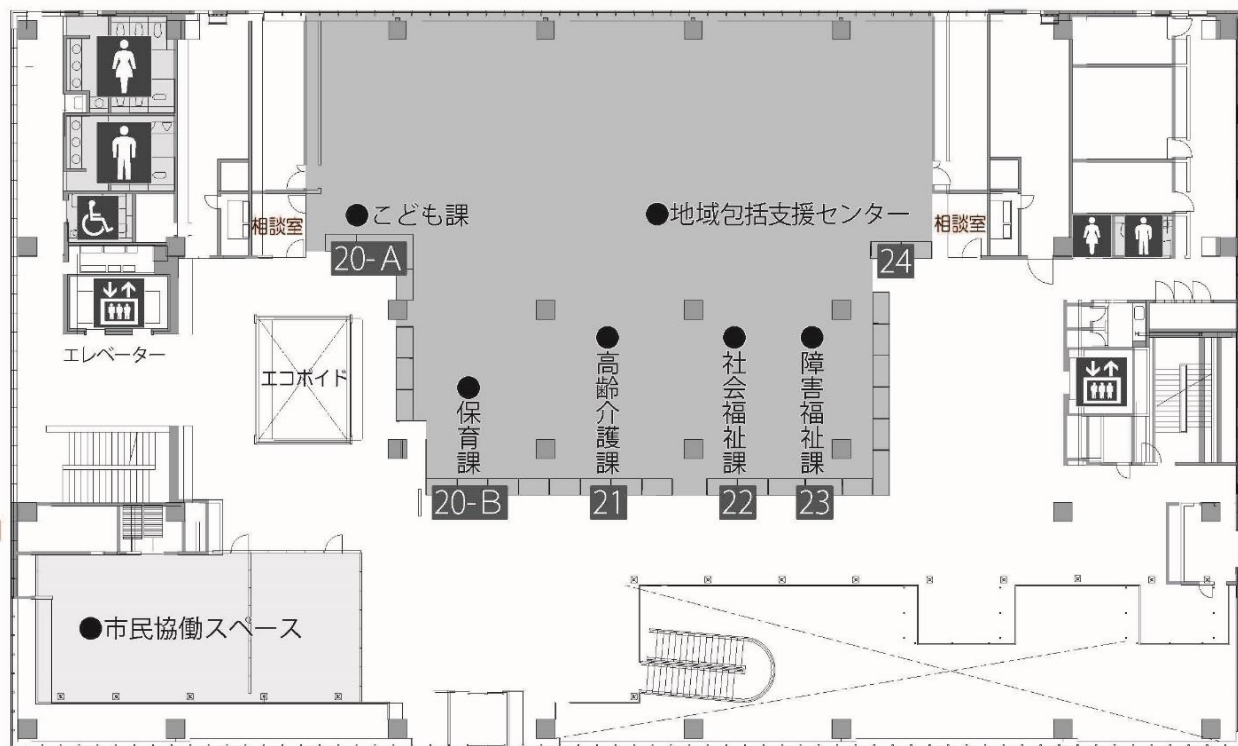
1階

- 市民のみなさんの利用が特に多い窓口部門を配置しています。
- 総合案内、市民課、国保年金課、会計課、税務課、収納対策課、健康推進課
 - 市民ロビー、情報コーナー、キッズコーナー、授乳室などを設けています。



2階

- 市民のみなさんの利用が多い窓口部門を配置しています。
- こども課、保育課、高齢介護課、社会福祉課、障害福祉課、地域包括支援センター
 - 市民活動など多目的に利用できる市民協働スペースを設けています。



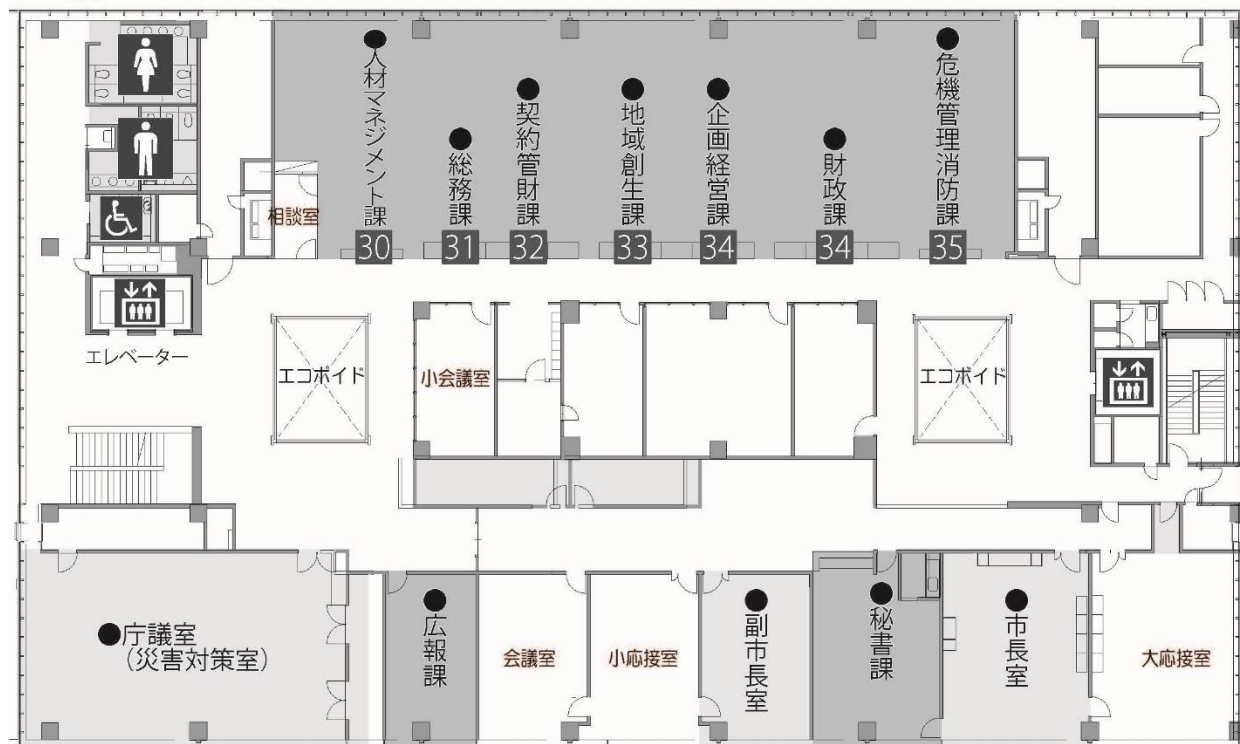
本庁舎案内図

3階

市長室を中心とした管理部門を配置しています。

災害時には防災対策本部を設置し、一体的に機能するよう配置しています。

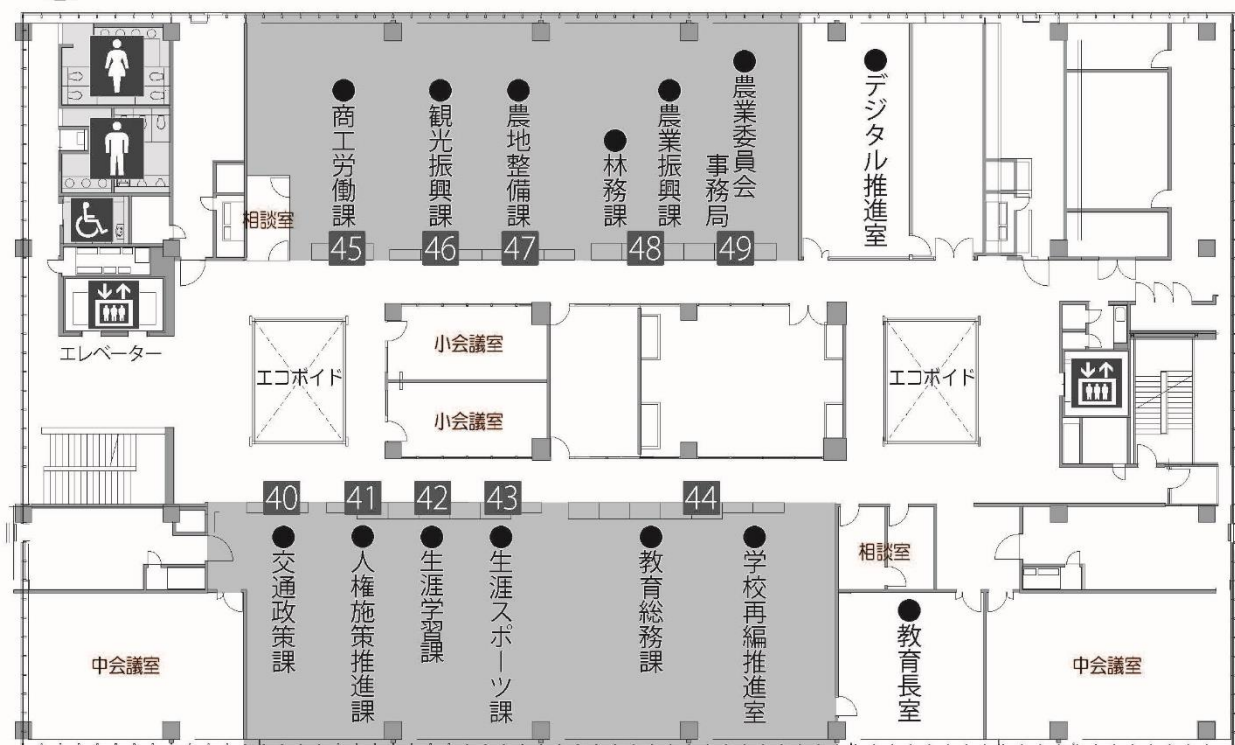
○市長室、副市長室、庁議室(災害対策室)、秘書課、広報課、人材マネジメント課、総務課、契約管財課、地域創生課、企画経営課、財政課、危機管理消防課



4階

事業部門や関連部署を同階に配置し、来庁者の利便性を向上しています。

○教育長室、デジタル推進室、交通政策課、人権施策推進課、生涯学習課、生涯スポーツ課、教育総務課、学校再編推進室、商工労働課、観光振興課、農地整備課、林務課、農業振興課、農業委員会事務局

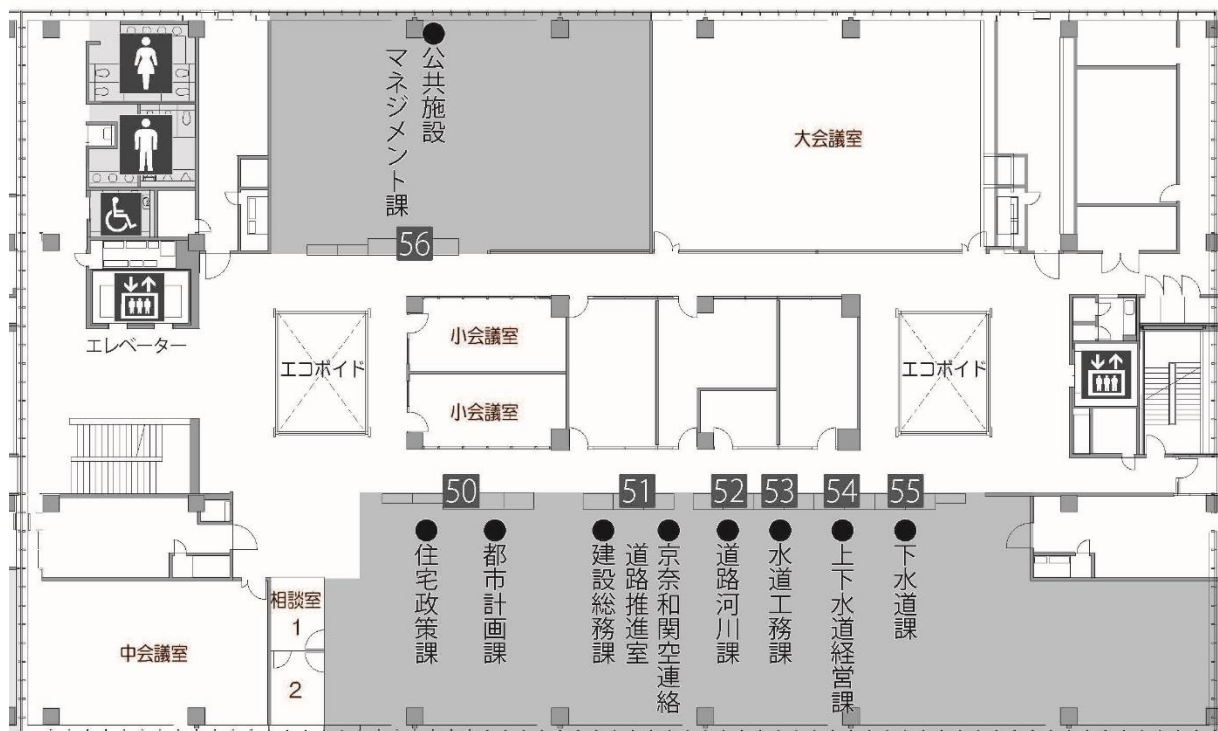


本庁舎案内図

5階

事業部門や関連部署を同階に配置し、来庁者の利便性を向上しています。

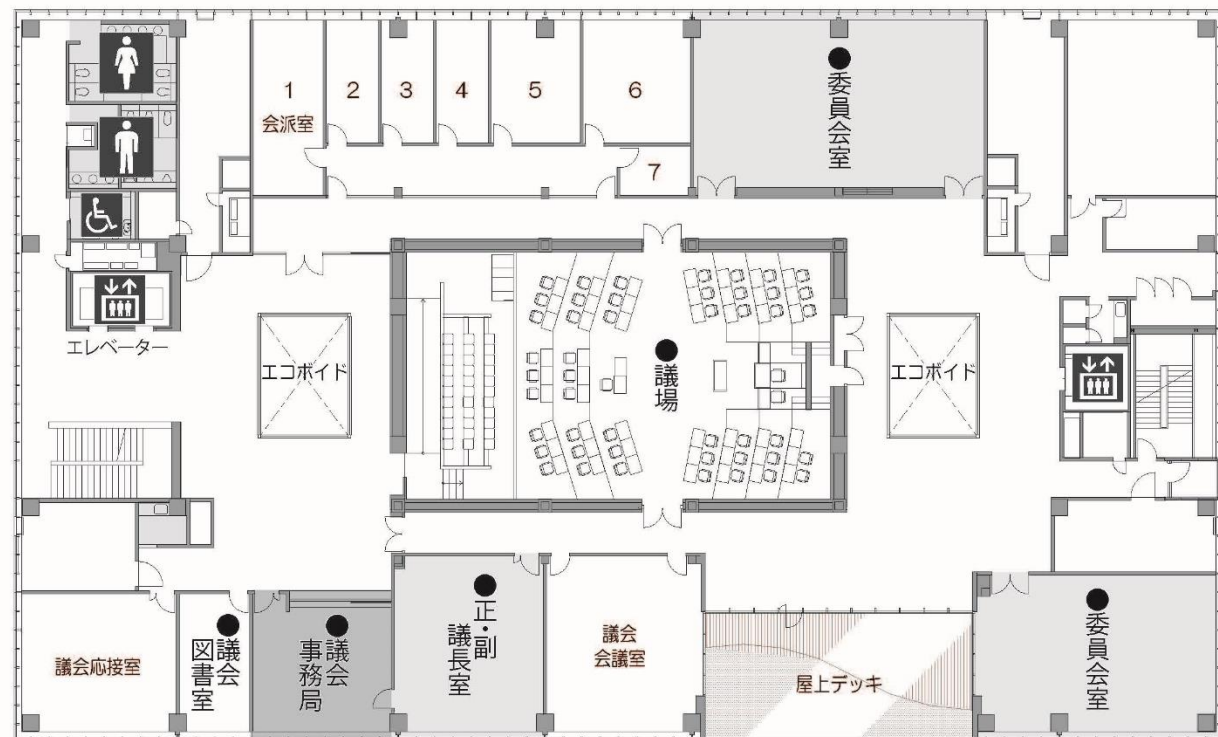
○住宅政策課、都市計画課、建設総務課、京奈和関空連絡道路推進室、道路河川課、水道工務課、上下水道経営課、下水道課、公共施設マネジメント課



6階

議場を中心に配置し、議場のまわりを取り囲むように議会関係の諸室を配置しています。

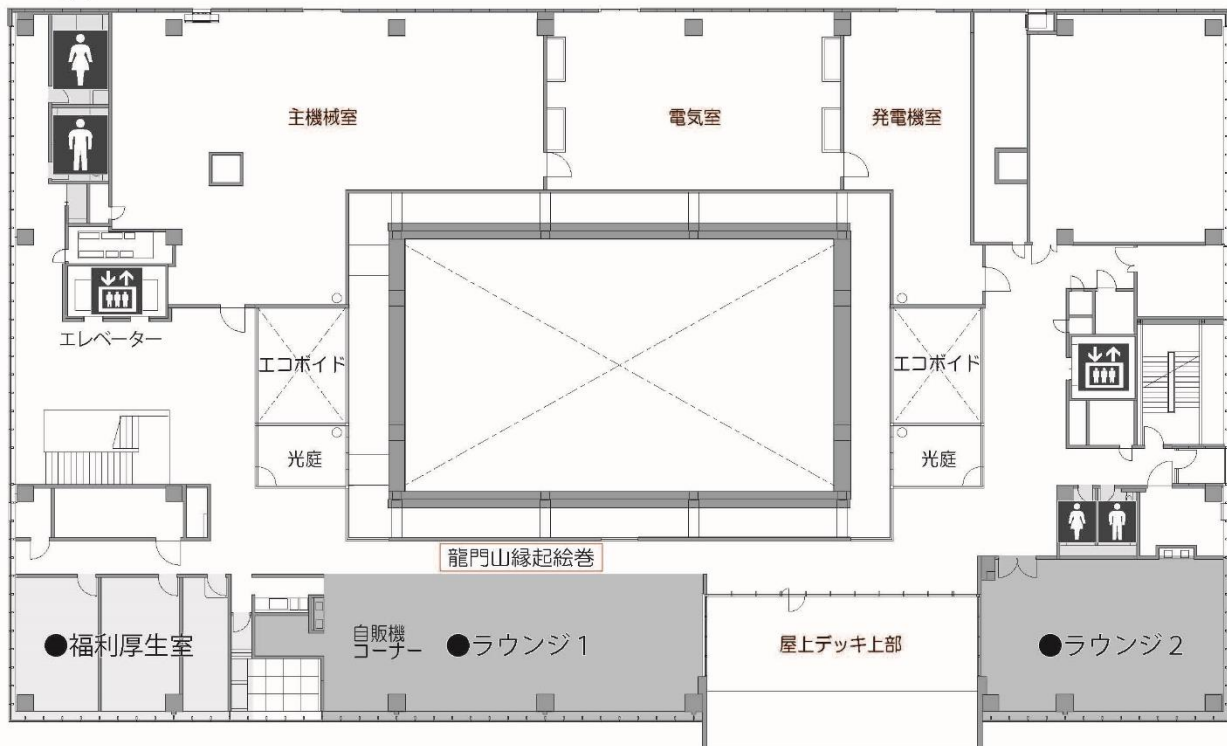
○議場、正・副議長室、委員会室、議会図書室、議会事務局
○エコ庁舎への取り組みとして、屋上デッキを設けています。



本庁舎案内図

7 階

南側に市民のみなさんも利用できるラウンジを設けています。
昼食時には食事スペースとして利用します。
○ラウンジ、福利厚生室など



御存じですか？

相続登記の義務化が開始！

令和6年4月1日
からスタート！

不動産を取得したことを
知った日から3年以内に
相続登記をしなければなら
ないことになったんだ。

施行日前に開始した
相続についても適用
されるので、早めの
相続登記が肝心だよ！

詳しくは
下の二次元コードを
チェックしてみてね！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

法務省 相続登記 検索

Point!
遺言書があれば
相続登記が
簡単に
なります。

各種の相続手続で戸籍の束の代わりに提出が可能に！ 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で、戸籍書類一式の提出の省略が可能となります※。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。



詳しくは 法務省 法定相続 検索



お電話でのお問い合わせはこちらまで

■和歌山地方法務局 本局 073-422-5131 (代表)

■和歌山地方法務局 橋本支局 0736-32-0206

■和歌山地方法務局 田辺支局 0739-22-0698

■和歌山地方法務局 御坊支局 0738-22-0335

■和歌山地方法務局 新宮支局 0735-22-2757

令和元年10月 初版
令和2年7月 2訂版
令和3年7月 3訂版
令和4年7月 4訂版
令和5年4月 5訂版
令和5年7月 6訂版
令和6年7月 7訂版

紀の川市役所

(本庁舎)	〒649-6492	和歌山県紀の川市西大井 338 番地	0736-77-2511 (代表)
(粉河支所)	〒649-6593	和歌山県紀の川市粉河 580 番地	0736-73-3311
(鞆渚出張所)	〒649-6573	和歌山県紀の川市中鞆渚 1041 番地	0736-79-0001
(那賀支所)	〒649-6692	和歌山県紀の川市名手市場 144 番地 1	0736-75-3111
(桃山支所)	〒649-6192	和歌山県紀の川市桃山町元 376 番地	0736-66-1100
(貴志川支所)	〒640-0492	和歌山県紀の川市貴志川町神戸 331 番地	0736-64-2525